

入札契約適正化指針の改正について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の概要

公布 平成12年11月27日

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保 ②公正な競争の促進 ③適正な施工の確保 ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

- ・発注工事名・時期等を公表（見通しに変更された場合も公表）

(2) 入札・契約に係る情報の公表

- ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額等

(3) 施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告
- ・発注者による現場の点検等

(4) 不正行為に対する措置

- ・不正事実（談合等）の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

職員に対する教育
建設業者に対する指導 等

各発注者が取り組むべきガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

- ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

(2) 主な内容

- ①第三者機関による入札過程、契約内容等のチェック
- ②苦情処理手続き、体制等の整備
- ③入札・契約の方法の改善（一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、指名競争における指名の適正化・透明化等）
- ④工事の施工状況の評価実施の徹底
- ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

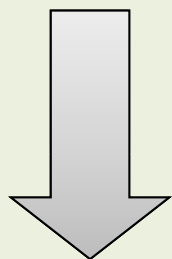
「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

<平成13年4月1日以降の入札・契約から適用>

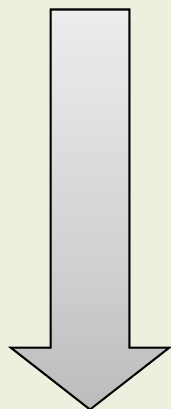
「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 (適正化指針)」の改正の流れについて

平成12年11月 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 公布
平成13年3月 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 閣議決定



H15.1 官製談合防止法 施行
H17.4 公共工事品質確保法 施行

平成18年6月 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 一部改正
(一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、予定価格等の事後公表の推進、
官製談合の排除・防止の徹底 等)



H19.3 官製談合防止法 改正 (職員による入札等の妨害の罪の新設等)
H21.6 独占禁止法 改正 (課徴金減免制度の拡充等)
H22.3 入札契約制度の更なる改善について公表 (総合評価落札方式の透明性の確保等)
H23.6 建設産業戦略会議とりまとめ (地域維持型の契約方式の導入、ダンピング対策の
強化、段階選抜方式の活用推進等)

○前回の適正化指針の改正後の動きを踏まえた改正が必要

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 (適正化指針)」の主な改正内容(案)について

公正な競争の促進

○「地域維持型契約方式」の導入

- 地域維持事業(災害対応、除雪、インフラの維持管理の事業)の担い手確保に資するための新たな契約方式として、**包括発注**(一括契約や複数年契約)や、**地域維持型JV**(仮称)による**受注**の仕組みを導入。
- 地域維持型JV(仮称)は、**地域維持事業の実施を目的に継続的に結成**。経常JVや個別企業との同時登録ができる。
- 一般競争入札、総合評価方式
 - 一般競争入札及び総合評価方式を適切に活用。
 - 受発注者双方の事務負担の軽減のため、**段階審査による落札者決定方式**を活用。
- 地域要件について、各発注者が運用方針を作成した上で、適切な設定を図る。
- 予定価格の設定に当たり、設計金額からの**歩切り**は、**行わない**。

透明性の確保

不正行為の排除

- **予定価格**、**調査基準価格**及び**最低制限価格**は、**契約締結後の公表**とする。
- 外部から入札関係職員への不当な働きかけがあった場合の「**記録・報告・公表の仕組み**」を導入。

適正な施工の確保

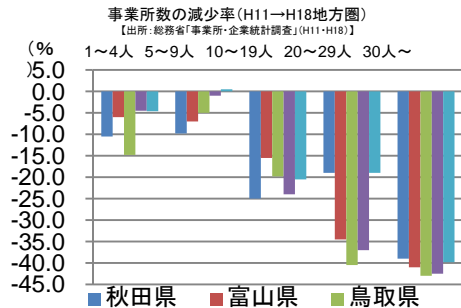
- **調査基準価格**の見直し、**価格による失格基準**の導入によるダンピング対策の強化
- 契約における受発注者間の対等性の確保(標準約款に基づく変更契約等)

その他

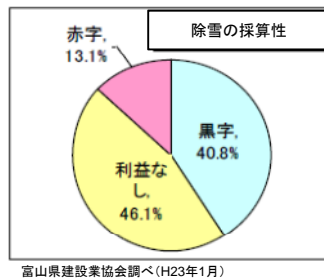
- **暴力団排除条項**の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報
- CM方式の活用・拡大

「地域維持型契約方式」の導入

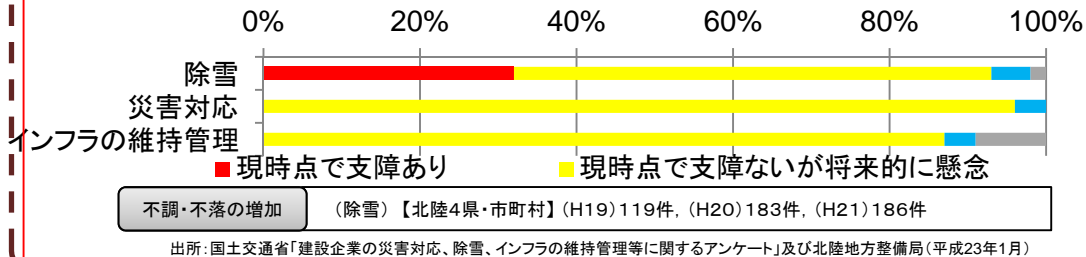
担い手企業の小規模化



地域維持事業の低い採算性

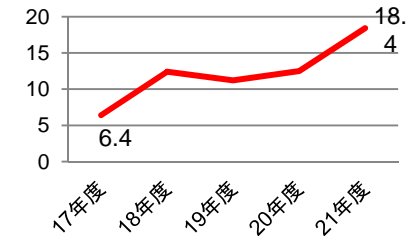


地域維持事業における都道府県の将来的な懸念

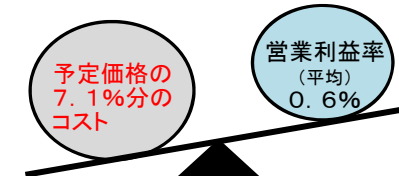


段階審査による落札者決定方式

平均入札参加者数
(国土交通省直轄のWTO対象工事)

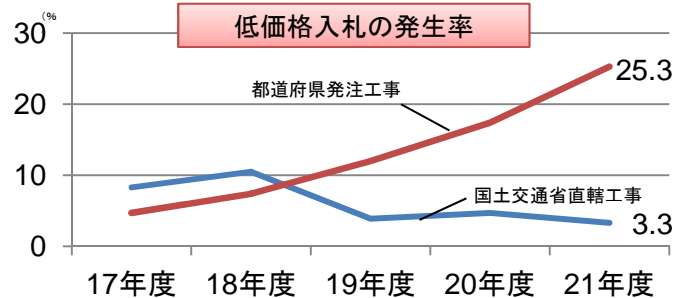


総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している (H21)

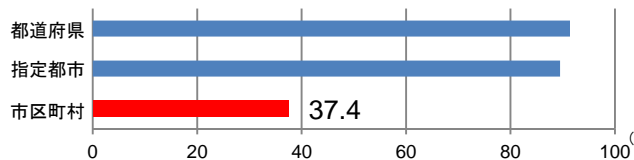


予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。
建設企業の営業利益率は0.6%。

ダンピング対策の強化



低入札価格調査基準価格 (国並み水準以上に設定している自治体の割合)



予定価格等の事後公表

予定価格の事前公表 (都道府県の36団体)

くじ引き落札の多発

事前公表 13.5% > 事後公表 5.7%

入札行動のゆがみ

2.4倍

